

令和3年2月22日

沖縄県議会議長

赤 嶺 昇 殿

派 遣 委 員

米軍基地関係特別委員会

委員長 照 屋 守 之

副委員長 照 屋 大 河

「米軍MC130J特殊作戦機による慶良間諸島周辺での低空飛行訓練に関する抗議声明」の委員派遣による要請報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「米軍MC130J特殊作戦機による慶良間諸島周辺での低空飛行訓練に関する抗議声明」についての委員派遣による要請報告書

1 派遣委員

米軍基地関係特別委員会

委員長 照屋守之

副委員長 照屋大河

2 派遣目的

1月14日の米軍基地関係特別委員会において発出することが決定された上記の声明の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

令和3年1月20日（水）、28日（木）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

委員長が声明の趣旨を説明した後、米軍航空機による住宅地域上空での飛行訓練を即時中止すること、航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるように「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること等について強く要請した。

6 要請に対する答弁の要旨（要請順）

○ 外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 橋本尚史

今回の抗議声明については、特に地元住民の方々が恐怖感を覚えられたという内容も含めて、しっかりと受け止めて東京にも報告しつつ、安全を最優先とした飛行訓練、あるいは地元住民の方々への影響を最小限にするようにというような立場から協力して取り組んでいきたい。そういう方針でこれまでやってきたが、引き続き米側に対して要求していきたい。

その上で、幾つか説明させていただくが、飛行訓練について一般的には日米安全保障条約や日米地位協定の関係で、提供施設や区域外ではやってはいかん、排除するということにはなっていないと認識している。それなら、自由にどこでもどんなふうによってもいいのかと御批判を受けるかもしれないが、決してそうではなく、実際に、低空飛行については御指摘がある日米間の合意があって、低空飛行訓練を実施するときには安全性を最大限確保して、日本の地元住民に与える影響を最小限にするということ、加えて、日米地位協定第16条では、日本の航空法も含めた国内法を尊重することを米軍、駐留軍に対して求めている。この観点から、1999年8月の日米合意の中でも、具体的に低空飛行については、ICAOや日本の航空法により規定される最低高度基準というものをを用いることが規定されており、そういう意味でもこれをきちんと守ってもらうことを前提にしていると認識している。

外務省としても、米側に対して、安全性の最大限の確保、それから地域住民への影響を最小限に行うということを強く申し入れ、日米間で協力することを追求していきたいと考えている。

(質疑応答)

Q これまで事件・事故が起きて、何度も来て申入れをしているが、一向に改善されないでこういう低空飛行が起こる。そういう状況だと、今のように日米安全保障条約や安保体制で訓練は否定できないということになれば、沖縄県、国、日米両政府で民間の空域を訓練しないという新たな仕組みをつくるとか、約束するとかしない限り、なかなか実効性がないのではないか。

A 地位協定の全面的な改定ということをお指摘されているけれども、そういうことについては、全面的に改定ではなしに、個別個別、まさにこういう具体的な事案を含めて、問題の解決について効果的に最適な方法で問題を一つ一つ解決していきたい。

Q 日米合意は大事かもしれないけれども、県民はここに住んでいて、航空機訓練などが自分たちの地域に、自分たちの生命や財産に不安を与える、覚えるというこういう現状が、沖縄の歴史の中で延々とずっと続いてきた。だから、これは日米地位協定を根本的に変えないといけない、そうしないと改善できない、これが根幹だと、県民はそう思っている。だから、県民の代表として政治をあずかる我々は、トラブルを防ぐため、抜本的にそれしかないなということをお突きつけるわけである。県民を守るために駐留をしている米軍

が、県民に不安を与える。県民の理解をいただいて、駐留して、この地域の平和と安定に貢献することが前提である。抜本的におかしいのではないか。

A これまで在沖の米軍司令官と話をしている際にも、駐留して軍を運用していく上で、地域の理解とかそういうものがないとちゃんとできないということは、彼らもその認識に立っている。いろいろな訓練をする場合でも、住民の安全性を優先するという立場でいろいろ配慮をしているということである。

Q この低空飛行訓練の目的、わざわざそこでやらないといけないという目的は何か。

A そこは承知していない。

Q 外務省は国民や県民の主権を守る立場にあると思うが、沖縄の感覚としては、県民の安全は守られないという感じである。米軍基地関係特別委員会での議論の中で、区域外の訓練も排除しないという前提であれば、幾ら日米合意があったとしても、なぜ、これほど広大な空域や海域が指定されているんだと、取っ払うべきではないかという、そういう意見もある。この点について、沖縄の現地の大使として、中央ともしっかり議論していく必要があると思うが、いかがか。

A 最初に申し上げた排除しないという理由として、どこかの条文にそう明示的に書いてあるということではないけれども、他方で、安全保障条約によって米軍の駐留を認める前提として、米軍がここに来て、軍に関する諸活動というものを維持、実施していく。それによって本来の安保条約の目的を達成するということは前提にしないと、駐留させて軍の即応性とか対応について十分できないと、本来の目的を達せないということになる。繰り返しになるけれども、地域の人たちの生活、あるいはそれに対するマイナスの影響というのを度外視していいということでは決してないので、冒頭に申し上げたような安全性の確保、あるいは住民の方々への影響を最小限にするということ、当然のことだと我々も考えている。

Q 戦後75年、米軍だけではなくて、県民も同じ立場で同列に扱ってほしい。両方がきちっとうまくいくような仕組みを、日米安全保障体制を維持しないとイケないから、向こうに任すだけではなく、注意してほしい。そこは県民の生命、財産、そこも含めて同じような形で対応してほしい。

A 今までも地元の方々の生活に対する影響について、決して軽視したわけではないと認識しているけれども、ただ今回のようなことが起こって、地元の

方々が恐怖を受けられたということも踏まえ、今回の抗議声明は東京にはちゃんと報告したい。

○ 沖縄防衛局長 田 中 利 則

まず1点目、米軍機による住宅地域上空の飛行訓練の即時中止ということであるが、昨年 of 年末から年明けにかけて慶良間諸島周辺において、米軍機の飛行が行われていたということである。私どもから米側に対して事実関係を確認したところ、回答があった内容としては、MC 130 J 複数機による飛行訓練を行ったということ、訓練は日米間の関係合意や規則に基づき行われたことについて説明があった。今回、飛行が目撃されている慶良間諸島周辺については、米軍の訓練区域には含まれていないけれども、米軍の飛行訓練は、パイロットの技能の維持、向上を図る上で必要不可欠な要素であるということで、日米安保条約の目的達成のため重要なものであると認識している。いずれにしても、米軍が訓練を行う場合には我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきであるということは言うまでもない。今回の事案を受け、沖縄防衛局から米軍に対しては、民間地上空やその周辺での低空飛行については、周辺住民の皆様への不安や懸念を生じさせる影響が特に大きいものであることから、引き続き航空機の運用に当たっては、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民の皆様へ与える影響を最小限にとどめるように申入れを行っているところである。本日の要請を受け、引き続き米側に対しては、地元の皆様方へ与える影響が極力小さくなるよう、適切な訓練の形態というものについて求めてまいりたい。

(質疑応答)

- Q 防衛大臣が発言した訓練を容認する立場であると、日米安全保障条約の下で訓練はそうのように履行するという立場であるということと、今局長が言われた、地域住民に不安を与えないよう申入れをしているという。そうであれば、その時点で防衛大臣がきちんとそこも含めて説明もしていただかないといけないのではないか。
- A 御覧いただければと思うが、防衛大臣の会見の原稿である。御指摘いただいた報道された内容が前段に書かれているけれども、私が申し上げた周辺住民の皆様を極力避けるような形の訓練というふうについては、併せて言及させていただいている。さらに、記者会見の内容であるが、再度質問を受けて、

また住民の皆様への影響を回避するような形でというふうなことを再度申し上げている。ですから、防衛大臣の会見での御発言については、今私が申し上げたことと同じことをおっしゃっているということである。

Q まず先に、地域住民の影響を最小限に抑えるというところから言わないから、マスコミ報道でその部分だけクローズアップされる。外務省にも伝えただけれど、県民の生命、財産を大事にしてくださいよという、これが前提にある。だから日米両政府の決め事とか何ということより、我々の安全、不安を与えないということが前提ではないか。

A 御指摘いただいたとおりで思っている。私どもとしても基本的には米軍が訓練を実施する場合には、まず最も重要なのは地域に居住されている住民の皆様が無用な不安であるとか、御懸念というものを感じることがないように、そういった面に最大限必要な考慮を払った上で訓練は実施されるべきであると思っている。

Q こういうトラブルの改善がないから、我々は日米地位協定が根本的な問題で何とかしようということ、党派を超えて要求を突きつけているわけである。何とかならないのか。

A 私も慶良間諸島でこのような訓練が実施されていることについて、初めて承知したところであるが、周辺の住民の皆様の御不安や御懸念というものを惹起する形になっていることは、非常によろしくないと思っている。こうした点について、米軍側に対しては明確に伝えているので、今後、住民生活に影響を与えるような形での訓練がないよう、引き続き米側に対しては話をしていきたい。

○ 在沖米国総領事 ロバート・ケプキー

コロナ禍の中、総領事館へお越しいただき、地元の皆様の御懸念を直接お伺いすることは、我々にとっても大変重要な機会である。今回の件の詳細については米軍に聞いていただきたいが、駐留するに当たり地元住民への安全性の配慮、また、カウンターパートとしてよき隣人として振る舞うことが求められている。また、地域の安定を維持するため、訓練は必要不可欠なことであり、私たちはどのように日本を防衛するか、また、日頃から日本との条約の義務を果たすことは重要であると考えている。

私からも改めて皆様からの要請を東京の米国大使館、ワシントンの国務省、

そして米軍関係者に伝える。

以上

別紙

要 請 日 程

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和3年 1月20日	水	10:00 ～ 10:15	外務省沖縄事務所特命全権大使（沖縄担当） 橋 本 尚 史	外務省沖縄 事務所会議 室
		11:15 ～ 11:30	沖縄防衛局長 田 中 利 則	沖縄防衛局 会議室
1月28日	木	14:30 ～ 14:45	在沖米国総領事 ロバート・ケプキー	在沖米国領 事館総領事 室